

令和

4

年分

確定申告 ガイドブック

- 不動産収入を受け取った場合
 - 株式の売却収入があった場合
 - 年金収入があった場合
 - マイホームを取得した場合
 - 退職金を受け取った場合
- などのケースも解説



第1章 所得税等の確定申告 2

- 1. 所得税等の確定申告とは.....2
- 2. 所得税の課税制度の種類.....4

第2章 申告書の種類と提出・納税 6

- 1. 使用する申告書.....6
- 2. 申告書の提出時期.....6
- 3. 申告書の提出先.....6
- 4. 申告書の提出方法.....7
- 5. 納税の方法.....7
- 6. 還付金の受取方法.....7
- 7. 間違った申告をしたとき.....8

第3章 申告所得税額の計算 9

- 1. 所得金額等の計算.....9
- 2. 課税所得金額の計算.....16
- 3. 所得税額の計算.....24
- 4. 基準所得税額の計算.....24
- 5. 所得税額等の申告納税額の計算.....27

第4章 確定申告書の添付書類 28

- 1. 本人確認書類.....28
- 2. その他の添付書類.....28

第5章 こんな場合の申告は？ 30

- I 不動産収入を受け取った場合(不動産所得).....30
- II 青色申告をする場合.....32
- III 勤務先で年末調整を受ける場合.....34
- IV 配偶者がパート勤めをした場合.....35
- V 利子や配当金を受け取った場合.....36
- VI 年金収入があった場合.....38
- VII 退職金を受け取った場合.....40
- VIII 震災や風水害、火災、盗難などに遭った場合.....41
- IX 一定額以上の医療費を支払った場合.....42
- X 寄附をした場合.....44
- XI 株式等の売却収入があった場合.....46
- XII 土地や建物を売却した場合.....49
- XIII 住宅ローンを組んでマイホームを取得・リフォーム等した場合.....52

所得税等の確定申告

1 所得税等の確定申告とは

① 確定申告

所得税等（所得税＋復興特別所得税）の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間を区切り、その間に発生したすべての所得金額をもとに所得税等の額を計算し、源泉徴収税額や予定納税額などとの過不足額を精算するため、申告期限までに税務署に確定申告書を提出する手続のことです。

② 確定申告が必要になる場合

次の①から④のいずれかに該当する場合などは、所得税等の確定申告が必要となります。

区 分	概 要
	<div style="text-align: center;"> </div> <p>上記の計算の結果、納税額がある方で、次の㉗～㉙のいずれかに該当する場合</p>
① 給与所得がある方 ※大半の方は、勤務先での年末調整により所得税等が精算されているため、確定申告は不要です	<ul style="list-style-type: none"> ㉗ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える ㉘ 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が20万円を超える ㉙ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）との合計額が20万円を超える ㉚ 給与のほかに、貸付金の利子、店舗や工場の賃貸料などの支払を受けた ㉛ 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた ㉜ 家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている
② 公的年金等の雑所得のみの方	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いて残額がある場合
③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合
④ ①～③以外の方	上記①の計算の結果、納税額がある場合

※上記①～④に当てはまらなくても、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算や繰越控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告が必要となります。

③ 確定申告をすれば税金が戻ることも

源泉徴収税額や予定納税額が納め過ぎになっているときは、還付を受けるための確定申告（還付申告）をすると税金が還付されます。

還付申告といっても、申告書の用紙や記載内容は通常の確定申告書と同じです。還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

なお、給与所得者や、公的年金等の雑所得がある方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種所得も申告する必要があります。

区 分	概 要
① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合
② 給与所得者 ※年末調整で適用されない所得控除や税額控除の適用を受ける場合、年末調整で適用を漏らした所得控除や税額控除がある場合など	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得控除に代えて特定支出控除の特例の適用を受ける場合 雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受ける場合 配当控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などの税額控除を受ける場合
③ 公的年金等の雑所得のみの方	生命保険料控除、地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除や税額控除を受ける場合
④ 年の中で退職した後就職しなかった方	給与所得について年末調整がされていない場合
⑤ 退職所得がある方	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる 退職金の受取時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、税率20.42%での源泉徴収税額が再計算した税額を超えている
⑥ 予定納税がある方	前年分の所得税に基づき計算した予定納税額が、その年分の計算した税額を超えている場合

④ 非課税所得

非課税所得とは、社会政策その他の見地から所得税が課されない所得のことで、確定申告の必要はありません。主な非課税所得は以下のとおりです。

区 分	非課税所得の項目及び内容
利子・配当所得関係	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等の少額預金などの利子(いわゆる「マル優・特別マル優」) いわゆる「財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄」の利子等 オープン型証券投資信託の特別分配金 いわゆる「NISA、ジュニアNISA」口座内の少額上場株式等の配当等
給与所得・公的年金関係	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金等 給与所得者に支給される一定の旅費、限度額内の通勤手当、職務遂行上必要な現物給与 いわゆる「税制適格ストック・オプション」
譲渡所得関係	<ul style="list-style-type: none"> 生活に通常必要な動産の譲渡による所得 資力喪失の場合の強制換価手続による譲渡所得等 いわゆる「NISA、ジュニアNISA」口座内の少額上場株式等の譲渡所得等 国や地方公共団体等に財産を寄附した場合の譲渡所得等
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 宝くじの当せん金品 オリンピック、パラリンピックにおいて財団法人日本オリンピック委員会等から交付される金品 学資金及び扶養義務を履行するために給付される金品 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(別途、相続税・贈与税が課税) 心身に加えられた損害や突発的な事故による損害に対して取得する保険金、損害賠償金、慰謝料など

2 所得税の課税制度の種類

所得税の計算では、適正な税負担などの観点から、所得の種類に応じて以下のように課税制度が分けられています。その中で、総合課税制度を原則としており、例外として分離課税制度があります。

① 総合課税制度

総合課税制度とは、各種の所得金額を合計して所得税額を計算するというものです。所得税の計算では、課税所得を 10 種類に区分していますが、そのうち山林所得、退職所得を除く下記の 8 種類が総合課税の対象となります。

- ① 利子所得（源泉分離課税とされるものなどを除く）
- ② 配当所得（源泉分離課税とされるもの、申告不要を選択したもの、申告分離課税を選択した特定の上場株式等の配当などを除く）
- ③ 不動産所得
- ④ 事業所得（株式等の譲渡等による事業所得を除く）
- ⑤ 給与所得
- ⑥ 譲渡所得（土地・建物など及び株式等の譲渡による所得を除く）
- ⑦ 一時所得（源泉分離課税とされるものを除く）
- ⑧ 雑所得（株式等の譲渡等による雑所得などを除く）

総合課税の対象となる総所得金額を計算する際、⑥譲渡所得のうち（総合）長期譲渡所得金額と⑦一時所得金額については、これらの合計額の 2 分の 1 の金額が加算されます。

② 分離課税制度

分離課税制度とは、総合課税の対象となる所得と切り離して、それぞれの所得ごとに税額を計算するもので、以下の 2 つに細分化されています。

① 申告分離課税制度

申告分離課税制度の対象となるものは、山林所得、土地や建物などの売却による譲渡所得、株式等の売買による譲渡所得などがあります。退職所得も申告分離課税制度の対象となりますが、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、支給時の源泉徴収税額だけで課税関係を完結させれば、確定申告する必要はありません。

また、特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます。

② 源泉分離課税制度

源泉分離課税制度とは、他の所得と完全に切り離して、所得の支払を受ける際に 20.315%（所得税等 15.315%、住民税 5%）の税率で源泉徴収された税額のみで、所得税等の納税が完結するというものです。

源泉分離課税の対象となるのは、主に、利子所得に該当する一定の預貯金等の利子など（総合課税又は申告分離課税の対象となるものを除く）です。

③ 所得の種類に応じた課税方法の一覧表

種 類		概 要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)		卸・小売業、建設・製造業、農・漁業、飲食業、専門サービス業、自由職業などの自営業から生じる所得	総 合 課 税
		事業的規模での、株式等の譲渡所得や先物取引に係る所得	申告分離課税
不動産所得		土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生じる所得	総 合 課 税
利子所得		国外で支払われる預金等の利子などの所得	総 合 課 税
		特定公社債の利子などの所得	申告分離課税
		申告不要制度を選択した場合	申 告 不 要
		預貯金の利子などの所得	源泉分離課税
配当所得		法人から受ける剰余金や利益の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得	総 合 課 税
		申告不要制度を選択した場合	申 告 不 要
		上場株式等の配当等で、申告分離課税を選択した場合	申告分離課税
		私募の特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離課税
給与所得		俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総 合 課 税
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給、一定の外国年金などの所得	
	業 務	原稿料や講演料、転売目的によるネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得	
	その他	生命保険の年金、国税の還付加算金など他の所得に当てはまらない所得	
		事業的規模以外での、株式等の譲渡所得や先物取引に係る所得	申告分離課税
譲渡所得		ゴルフ会員権や金地金などを譲渡したことによる所得	総 合 課 税
		土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※事業所得・雑所得となる株式等の譲渡を除く	申告分離課税
一時所得		生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪など公営競技の払戻金、ふるさと納税の返礼品、全国旅行支援・イベント割による割引額や地域クーポンなどの所得	総 合 課 税
		保険・共済期間が5年以下である一定の一時払養老保険や一時払損害保険の差益などの所得	源泉分離課税
山林所得		所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離課税
退職所得		退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

1 使用する申告書

実際に確定申告をする場合には、申告する所得に応じて、次の申告書を使用します。

使用する申告書	使用するケース
申告書 第一表 第二表	<p>所得の種類にかかわらず、すべての申告者が、第一表及び第二表の提出が必要です。</p> <p>※第一表には、収入金額、所得金額、所得控除、税金の計算などを記入します。 ※第二表には、所得の内訳、社会保険料控除に関する事項、本人、配偶者や扶養親族に関する事項などを記入します。</p> <p>また、令和4年分以降修正申告する場合には、従来の第五表は使用せず、第一表の③④欄に金額を記入するとともに、第二表の特例適用条文等の欄に修正事項・理由を記載することになりました。</p>
+ 第三表 (分離課税用)の併用	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地や建物などの譲渡所得がある場合 ● 株式等の譲渡所得などがある場合 ● 申告分離課税の上場株式等の配当所得等がある場合 ● 申告分離課税の先物取引の雑所得などがある場合 ● 山林所得や退職所得がある場合
+ 第四表 (損失申告用)の併用	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得金額が赤字の場合 ● 所得金額から雑損控除額を控除すると赤字になる場合 ● 所得金額から繰越損失額を控除すると赤字になる場合

2 申告書の提出時期

令和4年分の所得税等の確定申告書の提出は、令和5年2月16日(木曜日)から3月15日(水曜日)までです。

なお、還付申告書は、令和5年2月15日(水曜日)以前でも提出できます。

確定申告書を提出期限までに提出しなかったら、「期限後申告」となり、無申告加算税がかかる場合があります。

3 申告書の提出先

所得税の確定申告書は、申告者の申告書提出時の住所地等を所轄する税務署に提出することになっています。

4 申告書の提出方法

確定申告の期限までに、次のいずれかの方法で申告書を提出する必要があります。

- ① e-Tax で送信する。
- ② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。
 - ※ 郵送等の場合には、郵便又は信書便の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。
 - ※ 万が一、郵便又は信書便以外の方法で申告書や申請書などを送付してしまったときは、税務署に申告書や申請書などが到達した日が提出日となるので、注意が必要です。
- ③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。
 - ※ 税務署の時間外収受箱へ投函して提出することもできます。

5 納税の方法

令和4年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和5年3月15日（水曜日）です。次のいずれかの方法により、納期限までに納付する必要があります。

- ① 振替納税を利用する。
 - ※ 令和4年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和5年4月24日（月曜日）です。
- ② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付する。
- ③ インターネットバンキングやATMで納付する。
- ④ クレジットカードで納付する。
 - ※ 一度の手続で納付税額が1,000万円未満、かつ、クレジットカードの決済限度額以下に限られます。
 - ※ 別途、納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ⑤ スマートフォンアプリで納付する。
 - ※ 納付税額が30万円以下の場合に限られます。
- ⑥ QRコードによりコンビニエンスストアで納付する。
 - ※ 納付税額が30万円以下の場合に限られます。
- ⑦ 金融機関又は税務署の窓口へ、納付書を持参して現金で納付する。

※ 納期限（令和5年3月15日）までに納税しなかった場合、振替納税を利用していたにもかかわらず残高不足等により振替日（令和5年4月24日）に振替できなかった場合には、納期限の翌日（令和5年3月16日）から納付日まで延滞税がかかるので、ご注意ください。

6 還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。なお、公金受取口座を登録済の方は、該当欄に○を記入すれば、銀行名等の記入をする必要はありません。

また、預貯金口座への振込を依頼（申告書に記入）せずに、税務署から送られてくる「国庫金送金通知書」をゆうちょ銀行か郵便局に持参して、現金で受け取ることもできます。

7 間違った申告をしたとき

誤った確定申告書を提出した場合、正しい申告内容に修正する必要があります。具体的な修正方法は、次のとおりです。

① 誤りに気付いたのが申告期限内のとき

確定申告期限までに正しい確定申告書を作成し、追加で提出・納税すればそれで済みます。なお、誤った確定申告書を返還してもらうことはできません。

② 申告期限を過ぎてしまったら

申告税額の多寡によって、下記のとおり手順が異なります。

申告税額が	提出する書類	差額税額について	所得税等に加えて
少なかったとき	修正申告書	納付	(加算税)、延滞税の負担
多かったとき	更正の請求書	還付	還付加算金の受領

③ 修正申告をする際の注意点

修正申告をするときは、再度正しい申告書第一表及び第二表を作成し、第一表の③欄に修正前の第3期分の税額、同じく④欄に第3期分の税額の増加額、第二表の特例適用条文等の欄に修正事項や理由などを記入する必要があります。増差税額の納付期限は、修正申告書を提出した日となるので、その日までに納める必要があります。この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

また、過少申告加算税については、税務署の調査を受ける前（調査の事前通知前）に自主的に修正申告をする場合にはかかりません。

④ 更正の請求をする際の注意点

更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。

※「更正の請求書」の様式については、国税庁のウェブサイトでご確認ください。

申告所得税額の計算

申告所得税額の計算の流れは次のとおりです。



以下では、実際に確定申告書の第一表を使用して、説明していきます。

1 所得金額等の計算

所得税の計算上、所得はその性質によって次の 10 種類に分けられ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

- ① 事業所得 ② 不動産所得 ③ 利子所得 ④ 配当所得 ⑤ 給与所得
⑥ 雑所得 ⑦ 譲渡所得 ⑧ 一時所得 ⑨ 退職所得 ⑩ 山林所得

総合課税される主な所得について、具体的に概要、所得金額の計算、注意点などを説明していきます。なお、以下の説明では、所得税に復興特別所得税（所得税の 2.1%、平成 25 年分から令和 19 年（2037 年）分まで適用）を含めたものを、「所得税等」としています。

さらに、確定申告税額の納付が困難な方への措置として、国税を一時に納付することが困難な場合の納税の猶予制度が設けられています。

なお、申告にあたっては、国税庁のウェブサイトなどで最新の情報をご確認ください。

事業所得（営業等・農業他）

所得の概要

- 以下のような、反復継続性をもって行う事業から生じる所得
 - 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などの営業
 - 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業
 - 漁業や農業などの産業
- 不動産の貸付けや山林の譲渡による所得は除きます。
- 車両や備品などの事業用固定資産を譲渡した場合の収入は、一定のものを除き、譲渡所得になります。
- 業務のうち、事業所得に該当しないものは、雑所得になります。

所得の計算

【総収入金額】－【必要経費】

- 総収入金額に含まれるもの……売上金額のほか、金銭以外の物や権利などの経済的利益の価額、自家消費や贈与した商品の価額、損失を受けた棚卸資産についての保険金や損害賠償金、空箱や作業くずなどの売却代金、仕入割引やリベート収入など
- 必要経費に含まれるもの……売上原価、給与や賃金、地代や家賃、収入印紙や固定資産税などの租税公課、減価償却費など
- また、青色事業専従者給与額や(白色)事業専従者控除額を必要経費に算入できます。
- 具体的には、青色申告者は「青色申告決算書」、(白色)申告者は「収支内訳書」を使用して計算します。

注意 点

- 青色申告者には、青色申告特別控除の適用があります。詳細については、32ページを参照
- 行った業務が事業所得に該当するかは、①自己の危険と計算において独立して行う業務であるか、②営利性と有償性を有しているか、③反復継続して遂行されて営まれているか、④社会的地位が客観的に認められているか、といった条件から判断されます。

※②欄又は①欄の「区分」の□には、記帳・帳簿の保存の状況について、次の場合に応じて、それぞれの数字を記入します（不動産所得の②欄の「区分2」の□も同じ）。

総勘定元帳、仕訳帳等について、優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、届出書を提出している場合	1
1以外で、会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合	2
1又は2以外で、総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記帳している場合	3
2以外で、日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法で記帳している場合	4
上記のいずれにも該当しない場合、記帳の仕方が分からない場合	5

なお、上記4又は5に当てはまる場合、青色申告特別控除は10万円が限度となります。

不動産所得

所得の概要 土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生じる所得

所得の計算 【総収入金額】－【必要経費】

具体的には、青色申告者は「青色申告決算書」、(白色)申告者は「収支内訳書」を使用して計算します。

設例では、ワンルームマンションの家賃収入1,800,000円、保険料、固定資産税、減価償却費などの必要経費の合計額632,630円、青色申告特別控除額100,000円としているので、不動産所得金額は1,067,370円となります。

注意点

- 不動産の貸付を事業的規模で行っていると、専従者給与(控除)額を必要経費に算入できます。
- 青色申告者には、青色申告特別控除の適用があります。

参考 収入金額や必要経費の詳細については、30ページを参照

総合課税の配当所得

所得の概要 株主や出資者が法人から受ける剰余金や利益の配当、剰余金の分配、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)の収益の分配などの所得

所得の計算 【配当等の収入金額】－【負債の利子】 ※赤字のときは0円

設例では、非上場会社からの配当金を95,000円としています。

注意点

- 一定の上場株式等の配当等については、申告分離課税又は確定申告不要を選択することができます。詳細については、36ページを参照
- 設例では、総合課税の所得税等(95,000円×5.105% =4,849円)よりも、配当控除(95,000円×10.21% =9,699円)と源泉所得税(95,000円×15.315% =14,549円)との合計額のほうが大きいので、総合課税を選択したほうが得です。

給与所得

所得の概要

- 俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得
- 青色事業専従者給与や(白色)事業専従者控除額

所得の計算 【給与等の収入金額】－【給与所得控除額】

- 収入金額には、支給された金銭以外にも、商品が無償又は低額で買ったこと、土地や家を無償又は低額で借りたこと、金銭を無利息又は低利で借りたことなどにより給与の支払者から受けた現物給与(経済的利益)が含まれます。
- 経済的利益は、課税されない場合があります。